

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五以上の議決権（同号に規定する議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名、商号又は名称及び住所</p> <p>四（略）</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の氏名、商号又は名称及び住所</p> <p>四（略）</p>

別紙様式第5号(第9条関係)

(第9面)

9. 主要株主の氏名、商号又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する議決権の数		住 所
	個	割合	
-----		%	

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第10条第3号に規定する主要株主をいう。
2. 「割合」とは、保有する議決権の数の第10条第3号に規定する総株主等の議決権の数に対する百分比をいう。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

別紙様式第5号(第9条関係)

(第9面)

9. 主要株主の氏名、商号又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
	個	割合	
-----		%	

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第10条第3号に規定する主要株主をいう。
2. 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

出 張

(日本工業規格A4)
別紙様式第7号(第11条第1項第4号、第14条第1項第5号関係)
株主又は社員の名簿

(A) 総株主等の議決権の数	個		登録申請者との関係
	氏名又は名称	(B) 保有する議決権の数	
		個	%
計		個	%

(記載上の注意)

出 資

(日本工業規格A4)
別紙様式第7号(第11条第1項第4号、第14条第1項第5号関係)
株主又は社員の名簿

(A) 発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株(又は口) 千円		登録申請者との関係
	氏名又は名称	(B) 保有する株式の数 又は出資の金額	
		株(又は口) 千円	%
計		株(又は口) 千円	%

(記載上の注意)

1. 保有する議決権の数の多い順序に従い20名(法人を含む。)について記載すること。
2. 「総株主等の議決権」とは、第10条第3号に規定する総株主等の議決権をいう。
3. 「登録申請者との関係」は、議決権を保有する者が当該登録申請者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。

1. 保有する株式の数又は出資の多い順序に従い20名(法人を含む。)について記載すること。
2. 「登録申請者との関係」は、株式を保有する者又は出資者が当該登録申請者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。